

第2回町田市新庁舎建設設計者選定委員会議事要録

日 時：2005年8月23日（火） 午後2時55分から午後8時10分

場 所：町田市役所本庁舎3階市長公室

出席者：三井所委員長、高見澤委員、河野委員、松川委員、加島委員

事務局：渋谷新庁舎担当部長、石川新庁舎担当課長、千葉主査、傳田主査、浦田主事、瀧野主事

資 料：資料1「設計者選定の概要〈資質（適正）評価型簡易提案方式〉」

資料2「町田市新庁舎建設設計者選定実施要領案」

資料3「設計者選定における提案テーマ（実例）」

資料4「設計者選定における方式一覧」

資料5「段階別設計者選定方法（たたき台）」

資料6「〈選定方式〉最近の事例」

資料7「事務所・チームの評価事例」

資料8「審査の視点（他市の事例）」

資料9「設計者選定スケジュール」

<議 事>

事務局が、送付資料及び当日配布資料の説明を行った。

1. 第1回委員会議事録要旨の確認

委員長：前回の議事要録について、特に問題があれば発言願いたい。

委 員：議事要録の公開については、どのようになるのか。

事務局：1回、2回の議論について、9月11日の要領発表後に公開してもよいと考えていたが、審議内容を見ると第1次審査時点の留意点等があるため出せないと考えている。試験の問題を作っている過程の議論が色々な面に出ているので支障がある。第1次、第2次審査と同様の扱いでよいのではないかと考える。それでよろしければ、そういう前提で議事要録を見ていただいて、直すべきは直すということをお願いしたい。今月中に届くよう送っていただき、それに基づき修正をして再度送付する。

2. 実施要領について

委員長：本日は、9月11日に公表する部分について決め、その後の審査のやり方等については審議が継続となっても良いと思う。資料1は公開か。

事務局：公開する。第1回の委員会が出たものについてまとめたものになっている。

委員長：資料1の第1次審査の基本的考え方提案の一番下のところ。新庁舎で活かせる

と思うものについて、実績でなくても新しく思うものでもよいのではないかという発言が前回あったが、このままだと実績がなければ書けないということになるがよろしいか。

事務局：ここにある実績は、具体的な規模を示しての実績ということではなく、応募者の過去の実績という意味。

委員：3作品というのが後に出てくるが、それでないものでも過去に手がけたものならなんでもいいということによいか。

事務局：代表作に限定する必要はないということでこうした。

委員長：次に資料2について。

委員：方式の名称について、全体に関係するが、「資質（適性）」ということばに抵抗感があった。これに落ちると全体的に人格を否定される感じを受ける。町田市の庁舎設計の「適性」はなくても、「資質」がないというのはどうなのか。検討する余地があると思う。

委員：QBS のクオリティフィケーションの日本語訳で資質と訳しているだけ。入札に変わる4つの選定方式の中でQBS があげられているが、翻訳すると資質だという流れだということ。

委員長：資質を消すところまでは至らなかったが、最優秀といわれたら資質が最優秀ということになる。表現については使い始めの時期であり、適性に直しておいて、応募者等に、なぜ適性と変えたかを考えてもらえばいいのではないか。資質を取っていいか。そのほかにもいろいろと気になるところが後から出てくる。例えば、組織の人数を書くという様式のところ。組織の人数で点数を入れることはやめたいと思っている。そういう意味でも取った方がいいのではないか。あるいは名前は残しておいて、そういうものは評価しないという方法もある。

委員：問題提起的に残すのもいいかも知れない。確かに資質というと天性のものという感じがある。

委員：（ ）の中は、またはではなく、即ちという意味か。そういう意味ではあってもいいのかも知れない。

委員長：（ ）を付したということで、今までの QBS の場合は資質と言っているから、何か別のことを意識したということは通じる。この表現で決定ということにする。

委員：1頁の（2）について、1の趣旨のところでは、基本構想、基本計画と並べているのでここでも両方あった方がいい。下の段の第3次審査について、最優秀者、優秀者、佳作各1ということは、最優秀者に事故等何かあり契約に至らなければ優秀者がその位置に変わるということ。佳作者は、それらとは違い、よくがんばったという意味か。2位と3位を決め直す必要があるかどうかということがあるかもしれない。連続であれば1回決めれば順に降りてくる。佳作というとその他5人ぐらい選ぶようになる。連続とすれば準優秀者というような表現がいいかもしれない。

事務局：15頁の一番下、項目4の④最優秀者が失格条項に該当すると認められた場合、契約不調の際は優秀者としている。第3位は想定していない。

委員：1位と2位が質的に連続ならいいが。

- 委員長：10者から3者を選ぶというとき、どなたを選んでも実施者となり得ると考えた方がいい。残り7者は全て入選者というのでもいいが、入選というのがあれば経歴にも書ける。
- 委員：特徴的な案の中の良さそうなもの3者ぐらいとしたとき、いざ1位がダメになると全く違うものになる。2位については、1位の類似案というふうに考えるかどうかというところかなり難しい問題だ。
- 委員長：町田市がコンペの機能をどれくらいスケール大きく考えるか、若い世代を育てようとか、経歴も必要だが、次の何かをやるときに町田のコンペに応募したことの実績が意味あるようにしてあげようとか、新しいデザインの方向としてこういうものが生れた、実現するのは難しいがこういうアイデアはすごいということを経験界に発表してあげるとかいろいろな機能がある。
- 委員：今回は、コンペではない。人を選ぶのであって案を選ぶのではないと考えればそれほど神経質になることもないのかもしれない。簡易提案のところは何をどう求めるかにかかってくる。
- 事務局：最優秀者、優秀者はともかく、佳作者という表現をどうするか。15頁との関係で、1位、2位に限定した表現だが、更におろす必要があるか。7者の取扱いについて様々な議論が出たが。
- 委員：仮に3つ残して、実際に会い、現地を見に行ったら中の2つは余り良くないという場合が十分あり得る。そうすると仮に3案に残ったら必ず3位までの順位に入るとすることに決めることに無理があるかもしれない。
- 委員：もう一度戻れない。残りの7者から入れ替えてということが生じるか。
- 委員：何が何でも3つ選ぶのならそういう余地を残さなければならない。
- 委員長：それでは、2番目までダメなときは10番まで戻ってやり直すという覚悟をする。2番目までは現実性の高い者を選ぶという方向とする。
- 事務局：3者を選ぶ方向性は変えないが、1位、2位を選ぶ際は現実性の高い者を選ぶということか。
- 委員長：匿名性はどこまでか。
- 事務局：2次審査まで。
- 委員長：名前が分かるものは我々には知らされないのか。
- 事務局：1次審査の時は匿名性を重視する。案としては、写真の入ったデータは委員に送付することはやめようということをつくっている。実績という意味合いとしては写真を含めていいのか議論があったが、写真は匿名性が薄れる。
- 委員長：応募者の応募の仕方によって個人が識別できないような努力をしてもらうことは書いてある。極力匿名性を重視して審査したということを経験界に対しては明らかにしたい。
- 委員：コンペの場合は案を選ぶので匿名性が重要。QBSは人を選ぶので、あまり匿名にすると成り立たない。1次から人が分かってもいいのかも知れない。評価する側の問題としてはあるが、1次段階からその人が分かると何がまずいか。人を選ぼうとしている、どういう経歴があってどういうことをやってきた人か、そのことをわれわれが評価する。さらに町田でやってもらう時その人は何をやってくれるのかを聞いて、その人がやったものを見てあるいは会って決めよう

ということなので、匿名性はあまり必要ないかも知れない。

委員：第1次は匿名性として、第2次審査の時はむしろ委員共通に分かるとしてはどうか。3次は完全に分かる。業務・業績については、ある水準をクリアしていることは確保してほしいということ。さらにとてもいい水準なのかどうかをこちらで判断できればいい。

委員長：誰が、どういう組織を作って実施しているかという、より詳しい組織のあり方を第2次の時に改めて求めるという方法があるかと思った。逆に第1次のときは簡単な組織の提案であまり詳しいことを聞かなくてもいいのではないかと思った。第2次でちゃんとした組織を求める。

委員：資質評価型簡易提案方式は、わかりやすくいえばQBSの見方と簡易プロポーザルの組み合わせ。そうすると第1段階ではQBS、適正というか資質の部分を見る。第2段階ではプロポーザル、つまり提案的な部分を見る。町田市役所に対してどういうものをやりたいか提案的なものを見るというふうに整理した方が分かりやすいのではないか。

委員長：第1次では統括者とか意匠の責任者とか、特別なものをやるので構造の責任者とか、ごく重要な役割をはっきりさせれば想像がつくのではないか。第2次の時には設備、ランドスケープ等はどういう人がやるということをやんとかいて組織を提示してもらった方がいいと考えた。第1次の時は、自分の主たる経験が明確になればいいと思う。それでQBSがかなり見えると考えた。

委員：構造、設備は3者ぐらい重なってもいいのか。

委員長：数が少ない、優秀な人が少ないから組みたいと思ったら重なるだろう。少なくなってきたからは重ならないようにしたいと考えるが、一度重なっていいと言ってしまうとそれは仕方がない。

委員：QBSと関係した第1次、第2次の審査の内容について、資質（適性）の話に戻るが、第1次でも資格の有無等いくつか条件があるが、それを通れば、人をあまり問うていない。人に絡む体制は問うているが、設計に対する基本的な考え方という書類が出てくるというのが第1次のポイントになっている。設計体制でも、設計コンセプトでも、デザインの特徴とか、何を書くかいろいろあるが、考え方を問うていて、どの過程を通じても人というのはそんなに出てこなくて、むしろ2次の実績の所で出てくる。つまり1次では、若くても大家でなくても出てくる可能性がある。そういう人を拾うという意味があるということにならないか。5千㎡のところハードルがあるかもしれないが、第1次を人の経歴とか履歴でやろうとすると1次で大家が並ぶ可能性がある。流れが見えなくなった。基本的考えに基づいて第2次では経営方針を書くことになっていて、基本的には実績はある段階までの人とし、それをクリアしていれば後は、案ひとつだけということになっている。

委員：案というのが簡易提案ということだから、どこまで書いてもらうかということと、それは、あくまでも10者を3者にするための提案だと考えるか、第1次の段階で仮に100から10選ぶというのは、すこし若く実績のない人でも可能性がありそうな人を拾えそうな聞き方なり重み付けをするかという考え方か。

委員：切り離れたらという案にはなっていないくて、連続性がある。最初出した第1次

提案の考え方を引きずって、多少変わってももちろんいいが最初こういう事項を課題事項として考えたということを第2次提案でさらに展開してもらいたいという流れ。

委員：そうすると、当然ながら1次提案の内容にも簡易提案のエッセンスが入っているということ。

委員長：基本的な考え方の中に入っているということ。実績の人ではなく、このプロジェクトに適した人を選ぶということ。

委員：それならそういうことで整理していいのではないか。

委員：そのとき重み付けで、過去の実績で、70者が出てきたら、10者はダメだがこの55者は問題ないのではというだけで選ぶのか。A、B、Cを付けておいて、Aでありこちらが優秀ということで行くのか、こちらの上位10位ぐらいに入った中でこちらという両側で行くのか、こちらは水準を越えていけば後は問わないとするか。

委員長：基本的考え方を重視して、実績については、仮に点数をつけたとしても60点ぐらいであれば合格ということにして、あとは同じとして扱うというぐらいの気持ち。

委員：そうすると1次は、簡易提案とはいいながら、簡単なスケッチを描いてもらった方が選びやすいことは選びやすい。考え方はどうにでもかける。聞き方だと思う。あの敷地を高層案でいくのか低層案でいくのか1次でも書けるようになるのかどうか。

委員：項目を立てるかどうかが、分散庁舎にするなどあってもいいのではないのか。文章だけにするかは後の議論だろう。

委員長：ここまでの議論は、純QBSではない等の点を確認して、足切りとしての評価はするが、基本的考え方に重きを置いて評価しようという方向だったと思う。

事務局：先ほどの1頁の最優秀、優秀の点について、2番目までは現実性の高い者を選ぶという考え方が示されたが、それを選出する際に具体的にどう反映させるか。

委員長：具体的に出てこないか、どれを選ぶか、順に並ぶよう選ぶかは、内容のレベルによる。

事務局：15頁の関係ではいかがか。要領案では1番がダメなら2番というところまでしか決めていない。佳作という表現をどうするか。また、2次を通った10者のうち7、8者の扱いをどうするか。

委員：最優秀、優秀で、その他2次審査合格者の中から複数入選を選びますとしておいて、3位になる人も、残った7も、もう一度3、4人選んで順位を付けずに入選発表してもいいのではないか。10者全部発表しなくてもよいのではないか。我々が見に行った中で、確実に入選には入れるが落ちた人は入選ということではどうか。

事務局：現地審査は3者を前提としていた。その辺で条件に差が出る可能性はある。

委員：1次で10者選び、10者入選というのは乱暴すぎる感じがする。10者が出てきたある種プロポーザルを見て、そこから3者、5者を選ぶ方が入選という感じがする。

委員：5者を選んでおき、上位3者を見に行き、2者を選ぶという言い方ならばいい。

入選はもう選んであるから。入選の中でも見に行くものとそうでないものがあるということにすればいい。10者程度から5者程度としておいて、第3次は最優秀、優秀2点を選ぶ。残りは見に行ってみないと分からない。

委員：3者程度の現地審査をずとしておくか。

委員：どうしても4者見たいということもありうるかもしれない。余地は残しておいた方がいいかもしれない。

事務局：現地審査については、日程的なものを考えたとき、あまり多いと物理的に無理な側面があるという理由から3者に絞っている。

委員長：3者を選ぶのを原則とするのだが、5者の中で順位を決める必要がある。上位3者を見に行く。

委員：それはいいと思う。5者入選、3者選ぶときもう少し実績等で判断し、それを見に行くというのはやりやすい。

委員：結果としては5者について順位を付けて選んだということ。

委員：最後に5者から3者になるときにリアリティーがある必要がある。

委員：2次審査で5者が発表になるわけだが、現地審査に来なかった場合、漏れたと思わないか。

委員長：審査過程で5者選び、その中から3点見に行くものを決める。それは連続して決める。

委員：見に行く上位3者を決めるということ。

委員：2次審査は10者が提出するが、その中から5者入選としておいて、さらに3者絞り込む場合は、よりリアリティーがある者とする。その経過はすべて公表する。ただ区切りとして、2次審査段階について発表した段階では5者入選、そのうち3者について現地審査に行く。2次の発表のときに公開のヒアリングをしますということを行うので支障はないと思う。

委員長：入賞を決めるということと、リアリティーのある1位、2位を決める気持ちが少し違う。1位、2位あるいは、1位、2位、3位を決めてから10者の中から入賞を決めてもいい。本当は5つ決め、その中の上位3者あるいはリアリティーのある3者とするか。

委員：5者というのは、発表されるが途中の段階になる。設計者選定なので1者選ばばいいのだが、なぜ5者かというところをしっかりと応募してきたのを何とか選びたいということ。3者からはみ出る2者については本筋ではないということはない。

委員：最後に3者が決まった後に、10者のうち2者は入選ということ。

委員：その方がいい。発表は最後にする。

委員：2者と決めてしまえばいいのではないか。応募者のためには意味があると思う。

事務局：米印が2段書きになると思う。最初の米印で、2次で選ばれた5者のうち第3次審査において、上位3者について現地審査プレゼンを行う。

委員：そうしてもらった方が応募者の励みになる。

委員：指名停止の部分で、町田市長からとなっているのは、一般的に、その当該市からとなっているのか。

委員：契約課で決めているのではないか。町田市は国がやれば必ずやります。ただ、その市だけで不祥事などがあって、指名停止しているものはやっていない場合

がある。これについては、契約課で確認のこと。

委員長：3頁。一番下の赤は、ちょっと期間を延ばした。

事務局：原案は90年から。平成に入ってからと考えていた。

委員長：バブル以降チャンスが少なくなった。広げたほうが良いと考えた。長いと思ったが、5千㎡以上のものを手がけるチャンスは少ない。エリアについては、日本国内。

事務局：前回のたたき台では5千㎡としているが、これでよろしいか。

委員：5千㎡はそうあまい基準ではない。

委員長：3千㎡だと10階建てとして、1フロア300㎡。10mかける30mのオフィスビルで10階。かなり大きい。3千㎡でいいような気がする。

委員：趣旨が、3千㎡にするとかなりハードルを下げたという意味がある。

事務局：ここは3千㎡とする。

委員：3千㎡を越えているなら質的には5千㎡の人と同格だということならいいのではないか。

委員：3頁のいちばん下の用途などのところについてはどうか。

委員：気持ちとしては、公共建築をやっているほしいということとオフィス系の事務所建築をやっているということがにじんでいけばよいのではないか。

事務局：そうしたい。

4番の頭は、基本的には基本設計、実施設計まで含めて総括責任者として従事できるものということで考えたが、自治体によってはその先の工事管理業務まで含めて責任者として従事できるものとしているところもある。

委員：今国土交通省では設計と監理を分けることを始めている。そのことに建築家は非常に危機感を持っている。ここはあえて、監理まで入れておいたほうが良い気がする。

委員：工事監理業務も発注するのか。

委員長：必ずしも継続して契約しなければならないということにはならないが、資質、適正という面から、そういう管理能力をもっていなくてはだめということ为原则として考えるのはいいと思う。はじめからそこまでしなくても工事監理は別の人に頼むつもりというのは建築がけしてよくなる。契約段階の報酬の契約の仕方が鮮明になっていなくて、設計段階は概ねの方向が分かって、それから工事費が分かるという流れを今までの日本では常道にしてきた。工事段階で詰めることによって、設計の補充と最近いいかたがされているが、何をアウトソーシングするかということを考えると、何かやってないとうまくいかない、デザイン的な部分に関してアウトソーシングはしない方がより望ましいと思っている。この表現であればまだ、契約まで拘束されると思わなくてもいい。

委員：監理を逆にはずしているように見えてしまう。監理の中でも設計監理的なものを国土交通省は認めている。デザイン監理的なもの。そこは少なくとも最後まで見るといえば間違いではない。

事務局：市としての考え方をチェックしておく。

委員長：資本関係について、これでよろしいか。10者ぐらいになったところでチェッ

クしてもらえばいいが、これは調べようがあるのか。

委員：登記簿謄本などをとるのか。

事務局：そこまで具体的方法論についてはまだ議論していない。

委員：建設会社と資本において関連がある場合は、工事は取れないという表現もある。方法は、10者ぐらいになったら調べる。

事務局：2番の関係で参考にした資料を配付します。案として出したのは、「設計者と資本において関連がある場合」という表現。

委員長：柔らかくていいと思う。次に6番の共同企業体については、法律でいう共同企業体になってなくても協力組織になっていればいいということか。

事務局：JVを想定した表現ということで、共同してというのは、協力事務所との関係でもともと可能だということ。

委員：そうではなくて、構成員の数等今回後から色々出てくるが、そのときに当初からチームとして、あるいは、実績のあるところと組んでやるということを当然応募者がやるが、その際に最初から企業体としての届け等、普通よく職務協定書の提出を求めたりする場合があるが、そういうことを言おうとしているのではないか。作って出してくれということ。確かに小さな実績のない事務所がチームを作ることがありうるだろう。

委員長：複数で共同体を作ってはいけないということ。協力組織を作るときに重ねてはだめ、企業体まで応募の段階で作ってなくてもいいということ。ここで企業体と書いてあるとそうは読めない。

委員：これはむしろ①の所属事務所の応募は1点のみというあたり、こういうところは何案も出してはならないという意味。

事務局：都内の自治体で、連名で応募してもいいが、契約書に名前が載らないと実績にならないという面から問い合わせがあったもの。契約の仕方の問題で、JV、連名で契約したいという問い合わせがあった。

委員：協力事務所とは扱いが違うもの。共同者として共同企業体として応募することがよいか悪いかはどこにも書いていない。逆読みすれば共同企業体でもよいと読める。共同企業体として仮に応募しようとするときについて詳細に書くかどうか。

委員長：応募段階でそこまで作ってなくてもいいのではないかとということ。

委員：様式の何番かで所属する技術者の数等を書かせるが、企業体であれば、仮に3つの事務所が一緒にやる場合、3つの事務所の数はずっと出す、それができる。もちろん総括者、主催者は1人にはなるが。

委員長：企業体とはっきりはじめから応募段階でしておいたほうがいいか。

委員：共同企業体の定義について、協定書があれば共同企業体といえるのなら、副本を添付することは、それ程負担ではないような気がする。

委員長：ただ口約束だけで名前を書いた、組織は違うが一緒にやるということでは済まないか。

委員：協力者・協力事務所と共同企業体とは趣旨が違う。今回共同企業体で応募するというのは、QBSの評価に関わると考える人がかなりいると思う。相当大型の庁舎設計で、しかも実績評価的なにおいが強いので、組まないと落とされると

いう感覚がかなりあると思う。協定書があったほうがいい。

委員長：このままだと質問が来る。協定書と先に書いておくこと。

事務局：そのようにしたい。

委員：他市の例では、協力事務所というほうも書いている。これに準ずる表現が2つ並んでいるとその違いが分かりやすいのではないか。

事務局：その上の⑤の建築意匠分野における協力事務所は、複数の応募者の協力事務所となることはできませんという表現はどうか。

委員長：いいと思う。

次に6頁はどうか。提出部数は10部必要か。審査委員プラス1ぐらいでどうか。

事務局：事務局分等を含めて10部とした。

委員長：カラーのコピーをすると見にくくなる。審査員分は応募者に提出して欲しい。極力負担は少なく、資源節約という面からも減らした方がいい。

委員：事務局で2つか3つ必要で、審査員分だけでは足りないような気がする。

委員長：10部ぐらいならいいということで、次に、匿名性について。

事務局：様式との関係があるが。様式4、問題設定がこれでいいかは別にして、応募者作品、それに関する設計コンセプトを提出するようになってきているが、これについて、この案では委員に送るものの中に含めていない。様式1から様式3と様式4の1から様式6の2と分けている。匿名性ということを中心とするなら様式4の1、2をあえて送らないということもある。様式4の1、2がないと具体性の面で問題もあるという議論もある。ここでは匿名性を前面に出している。

委員：匿名性ということ言えば様式4の1、2の扱いについては、入れてもいいような気がするが、審査会のときは当然出てくる、事前配布だけの問題。第1回審査会当日も、様式5以降について委員は知らないということだと写真ぐらいは見ながら議論したい。同じことのような気がする。

事務局：様式5以降については、指示があったときに出すという用意をしておくことで考えている。

委員：多くなるが、様式4の1と2は一緒に綴じて送ってもらい、過去の実績が見えたほうがいいのではないか。

事務局：様式4の1、2を含めるのであれば、4の1にかかる応募者名などは黒塗りしたものをお配りするようになると思う。様式5以降についても黒塗りということも考えられるが。

委員長：様式5以降はそのままの方がいい、黒塗りしても意味がない。

委員：資料5について、まさに事前というところに係ってくる。事前に読み込んで各委員が20者について心構えを作っておく、それを持ち寄る。その事前を選ぶにあたって、写真を我々が見た方がいいのか、過去実績の資料4を見てきた方がいいのか、参考までに見せてもらうのか。

委員長：様式3でも分かる。様式4は、現場に参考として積んであるということではないか。

委員：様式3までならかなり匿名性がある。

委員：文章だけで20者に絞れるかどうか。写真を見た方が分かりやすい気がする。

委員長：基本的考え方をベースに評価をしましょうというのが流れ。実績の中で町田に応用できることで大切なことがここに書かれるわけだから。

委員：第3段階では、15者とか18者になったときなどは参考にしてしっかり見ようということ。それで10者ぐらいまで下ろそうということ。

委員長：それでやってみよう。7頁、4番の趣旨は。

事務局：質疑内容だが、資格要件等での不安があるだろうということで設けた。内容的に、1次の段階から2次、3次にわたるものは必要ないと考え、実施要領Ⅰの一般的事項、Ⅱの1次審査部分、Ⅵのその他部分の失格条項、参考資料等に限定した。

委員長：応募資格を確認したくなる人は大勢いると感じたので質疑を受けるのがいいと思った。

委員：あえて限定する必要はないのではないか。

委員長：基本的考え、簡易提案の区別がどうなのか等の質問が来るのではないかと。答えはすべて公開するのだから、質問しなかった人も応募は読めるので。

事務局：特に質疑の内容を限定する必要はないと考えていいか。

委員：確かに、質問を読んでもなるほどということがある。

委員：Ⅵ項その他の範囲とし柔らかくしてはどうか。また(5)は、又は修正と見なしますとした方がいい。質疑応答については、整理するわけなので、全てを取りまとめてとした方がいい。言葉を補うこと。

委員：1回のみとはどういうことか。どうやってそれが判断できるか難しいのではないかと。

事務局：1回のみは省く。また、質疑内容について、限定するという表現は避けたい。

委員長：Ⅴの計画条件というのは。

事務局：付け加えることは可能。Ⅴを加える。

委員：どの範囲を答えるかは、事務局で考えておくこと。

委員長：9頁。2次審査、用紙のサイズ。他市の例ではA1だったか。

委員：1枚でいいかという点がある。簡易提案書は最後まで維持されるもの。適性評価なので、それだけでなく他の提出図書もあるので1枚でよいのかもしれない。

委員長：2枚になると大変だからサイズを大きくする方法もある。

委員：A2でもかなりかける。

委員：写真とは何の写真のことか。

委員：模型写真不可と書いてあると、よけい何のことか分からない。

委員：写真はなしで、ちょっと模式図で表現するなどにしたほうがいいような気がする。

委員：ドロ잉や、形についてのイメージスケッチが入るかどうか。

委員：それは微妙な点で、応募者が要求していない、入れてはいけないと思って書かなかったが、選ばれたものを見たら書いているといったことが起こる。土俵が違ったではないかと言われる場合がある。なるべく厳密に書いておいた方がいい。何はいい、何はだめと、くどくても厳密に書いた方がいい。この案では、1次審査通過者に別途表現をと書いてある。写真を入れてしまうといいかどうかということはあるが。

事務局：見本として、公共建築協会の例示を示そうと思っている。

委員：例示をそのまま出してやればいいのではないか。

委員：そうすればオーバーランはなくなる。むしろ失格になる。程度の問題になってくる。

委員：今のは、まさにプロポーザルの例示、我々が簡易提案というのはもう少しどうするかを考えるかどうか。

委員：しかし、代替案を示してもらわないとそれを文章で書かれたとき、我々のほうが分からない。2次の応募者には、別にお知らせするということだが、模型写真不可という点を応募者がそう受け止めるか。われわれが何を要請しているかということ。

委員：写真（模型写真不可）というところを事例写真とすれば意味が分かるのではないか。模型写真は勿論不可。模型というのは今度作るもののという意味。事例というのは自分がバリアフリーを提案するとか、特別なものを作ったというとき、こういうのでやろうという趣旨で述べたとしたら、それにちょっと解説する。

委員：文章を補完するための最小限の事例写真とすればどうか。

委員長：簡単な提案書と書いたのは、ここで言っているプロポーザルがほんとうに守れるということを表示したかった。それを越える提案が出てくるのを止めたいという趣旨。ここの図としては、プロポーザルとして考えていた趣旨の図があることはいい。

委員：公共建築協会の例示は相当議論して、この程度ないと逆に選べないということが集約されたもの。これは書きすぎ、これぐらいは欲しいということが応募者に伝わればいい。

委員長：失格にするというのはどこかに書いてあるか。

事務局：その他選定委員会が不適合と認めたときという部分しかない。文章を補完するための最小限の写真とは、具体的には。

委員：必要最小限のものを加えることは構わないが、設計に及ぶような詳細なものはだめという流れの文章にしてもらえばいい。

委員：ダメなものはきちっと書いておいた方がいいのではないか。最終的にパネルにして並べたとき、一般の人からすると認められないのが一番きれいに見えて、なぜ落としたのかと感ずるかもしれない。

委員：例えば屋上緑化しますとか、実績として自分がやった写真を出そうと考える人はいるだろう。市民参加をワークショップ型でやる人が実際にやった事例としてその写真出す等。これからやりたいことはスケッチで書く。

委員：本文に写真と書くと写真が無いとダメだと我々が提案したととらえられる。

委員長：そうすると構造方式に留めてくださいの後に写真の話を持ってきたほうが分かりやすい。

委員：ご自身の担当した作品の事例の中から必要最小限の参考の写真を準備しても可としますとか。それで起こしてもらってまた検討することとしよう。

委員長：なお、が続くがよろしく願います。

次、2番目の赤。受付番号。匿名性を図るということ。

委員：ここにきてまだ匿名になるかどうか。1次段階はあくまで名前は一切出さないということか。10案に絞るまでは。その人が2次でどういう提案を出したかは分からない。10者は大体分かっているということ。どれが10者のどれかは分からないということにしてやろうということ。それがいい。

委員長：審査の段階で匿名性を図ろうということ。次3番目。何か聞きたいことあるか。

事務局：2次提案を通過した者のヒアリングの事前段階で展示することを考えていた。それをやると10者でお互いの作品を攻撃することになりかねないので事後の方がいいのではないかとということでこうした。念のために確認したい。

委員：ヒアリング当日に展示すると書いてあるが。

委員長：発表者は隔離しておいて。次に、HPに簡易提案を公表することについて、著作権との関係がありダウンロードすることがどうかと思った。

事務局：印刷できないようにセキュリティーをかけられる。こういうものが提出されたということで公表したい。

委員長：読み込めない方法が採れば、公開性が高いのでHPで公表することはいい。

委員：現物の展示を1週間やるわけだから、この件は講評資料と一緒に2月中旬の中に入れることも考えられる。

事務局：物そのものは1週間程度で終了にして2月の中旬の段階で載せる。スケジュール的には、1月23日から27日の1週間に展示を予定している。

委員：直後1週間でいいのか。見に行きにくいと思ったので、土日の展示についてはどうか。

事務局：展示場をあたったが見つからなかった。土日展示の可能性のある場所について確認する。公民館等で可能なら市街地の真ん中にあるので市民の利便性がある。

委員：月から金は市役所来庁者、土日は市街地で、両方でできるのが理想。

委員長：土日は公民館、ウィークデーは市役所ということで検討をお願いする。

委員：要領の表現として、「パネル化不要」ではなく、「不可」とした方がいい。また、10頁の一番下の2行が気になった。審査方法だから「等の評価によって行います」にした方がいい。

委員長：12頁、現地審査のヒアリングについて、応募者ではなく、建物使用者、管理者にヒアリングしようとの趣旨で書いてあるが、長短がある。応募者に来て説明してもらおうと設計の狙い等、いい点を聞くことができる。使用上の問題等を聞くためには応募者がいない方がいいということもある。

委員：管理者というのは、機械、清掃等の管理者なのか、利用者、発注者に近い管理責任者的なものなのか。

事務局：後者を考えていた。施設管理者（使用者）としている。

委員：施設使用者とは。オーナーか。管理している人ということか。おそらくランニングコストのことや、使い勝手のこととか市民評価のようなことを聞こうということだと思うが。

事務局：オーナーとも言い切れない。施設管理者は、使い勝手とかメンテの苦勞とか、経費はオーナーでないとわからない。

委員：設計者の目の前では言えないこともあるかもしれない。

委員：設計者が一番やりたかったこと、工夫したところを設計者に聞けるといい。そ

れは事前を書いてもらうか。

委員長：設計者から、現地でどこを見たらいいか文書で出してもらう。写真付きとか。同行はしないということで。

次のプレゼンの15分以内、時間の問題はどうか。

委員：最後に応募者の意見表明5分程度とはどういう意味だったか。3者そろって行うのか。5分ずつ、再度招くのか。Aさん、Bさん、Cさんが15分、20分ローテーションしてヒアリングして、小休止してまた、Aさん、Bさん、Cさんが5分ずつ行うのか。

委員：最後まで別々ということならこの5分というのはいらない。

委員長：最後というのとは、Aさん、Bさん、Cさんのヒアリングがそれぞれ終わった後でという意味。

委員：1者40分ということか。15分プレゼン、20分ヒアリング、5分の意見表明。

委員長：意見表明については書かなくてもいい。その場で口頭でもいい。

委員：次の「審査に入ります」という記述が、そのまま読むと審査を公開でやるものと受け取られる。ヒアリングを行います、その後で「非公開で審査します」と書かなくてもいいか。市民がいる目の前で審査をすとの誤解を受ける。

委員：変えるなら5で、4の結果を受けて、審査と結果発表の方がいい。5と6にした方がいいのではないか。

委員長：提案書、ヒアリング、現地審査を含めた最終審査を行いますとする。新しく5番をつくる。

事務局：作品の現地審査に関して、実際に審査を行う作品の選択は、前は、2次が終わった段階で委員会が決めるという流れだったと思うが。

委員長：委員全員で決めたほうがいい。こちらで見たいものを決め、応募者からは見て欲しいものを出してもらう。

事務局：見どころというか、事前に出してもらうが、その際に応募者側で見て欲しいところ、どの建物を見て欲しいかを出してもらうということか。

委員：こちらで見たいものを決め、その見どころを出してもらうということ。

第2次審査で3つに絞る際に決めればいいのか。あるいは残った3者から細かい資料を出してもらうことも考えられる。第2次審査の資料は詳細なものはない。第3次に残ったところから、出してもらうことにすると大変か。

事務局：現地審査する前までは、応募者の3作品を出してもらうということしかない。

委員：なお書きでどこかに現地審査に選ばれた3者については、追加資料を要求する場合がありますとしておけばどうか。

委員：町田市役所の提案として、一番見て欲しいものはどれかを出してもらう。言われたものを見に行くということではなく、あくまでも参考にするものとして。

委員長：そうしよう。次に、建築条件はよろしいか。

委員：防音仕様の件は建築条件の中の方がいいのではないか。

委員長：一番の両括弧の周辺の道路、想定地質の6に防音。所在地敷地条件などとして。

次に15頁。

委員：入札参加資格で、カギ括弧で閉じているから、「資格の要件」とすべきではな

いか。

事務局：そのようにしたい。

委員長：次に、3番の報奨金の出し方について、10者か3者か2者か。

委員：入賞だと5者になる。

事務局：これを書いた段階では5者は想定していなかった。

委員：むしろ賞金というよりは、負担に対するフィーとすれば、2次からの10者には、負担をかけるので、払った方がいいのではないかと思う。賞金ではない。3次は2次に比べ、必ずしも負担が増えるということでもない。

委員長：総額として金額が増えるがいいのか。

事務局：他市事例をあまり大きく越える金額は厳しいと考えていた。

委員長：20万ずつ10者程度。

委員：報奨金ではなく、名称について考える必要がある。税金の扱いはどうなるのか。報奨金と作成に関する費用として払うのでは違ってくる。

委員：少ないが、これでいい案をとというものだと思うが。基本的にフィーだと思う。1次を通過した人に対する報奨ということでもいいのかもしれない。

委員：参加報奨金か。

委員：1次参加、通過した人に対しては参加報奨金20万。

委員：報奨金について、別に要綱を作っておいた方がいいかも知れない。これが先例になる。失格した場合等返さなければならないとか。

事務局：確認してみたい。

委員：失格になったら、遡って返してもらおうようだろう。

事務局：ここでは報奨金で20万を1次通過者に支払うということですね。

委員：コンペの場合、1位の人には払わない。2位以降に払うことを普通にやっている。10者は一律に払うということでもいいのではないか。簡易提案参加者に対しては一律に20万円払います。第1次は無償だが、それで良ければ参加してくださいと言っている。

委員長：次に16頁の一番上について。

委員：当たり前なこと、工事をやる人は参加できない。前にも出ているので不要。

委員長：不要とする。次の9の表現はどうか。

委員：豪雨対策については、ぜひチェックして欲しいところだろう。

委員長：これを表示するのは大事な点だが、7番の参考資料でいれるのか、13頁の設計条件の中の1にいれるのか。

委員：豪雨対策については、実施設計の時だろう。地下駐車場に水が入って肝心の救援車が動かなくなるとか、あるいは、電算室に水が入るとか。敷地条件のどこかに入れておいた方がいい。資料のほうはHPで見てほしいという並びにした方がいい。

委員：入れたか入れないかで最終的に判断が分かれることになるか。

委員：大水の際はどうか。今回の提案の中では前置き程度でいいのではないか。実施のときはそういう話があるということ。

委員：条件のときは、無視はできない。悩むだろう。防音はたいしたことはない。設計上浸水の方が大変だ。

委員長：敷地条件の中に入れる。

委員：地震については、東京都が地域危険度を発表している。地震と水害を並べて書いて、危険情報が発表されているものもあると書いておけばいいのではないか。

委員長：(9)はここに残し、前の方に災害対策、震度の状況も知らせておけばいい。

事務局：工夫してみたい。

委員長：次に様式1の1について。

事務局：様式1の1は、町田市新庁舎に対する基本的考え方ということで、論点を明確にし、論述するとした。

委員：基本計画の後に、「等」を入れて欲しい。基本構想等それ以外のものがある。

委員長：下の方の匿名性の表現はどうか。

事務局：第1次審査の匿名性を謳っているのだから表現している。また、分量として、2千字以内A42枚としているが、A31枚とするとか。

委員長：すこし行数を減らして、2頁分の文字を増やす方がいいかもしれない。

事務局：1行40字で40行、1枚1600時で2枚、3200字。

委員：3千字程度を上限にして、見本を見てから判断する。ゴシック、明朝の別も読みやすさの面から必要か。

委員：きれいな字を使うとか、見出しと別にする場合があるのでそれは制限されない方がいい。

事務局：3千字程度を上限に検討する。A4サイズ2枚で良いか。

委員：審査のしやすさからすれば、例えば環境に対する配慮とかいくつ論点を設定してそれを比較するというやり方と、審査は大変になるかもしれないが人によって論点が違っていいはずだし、むしろ個性的に考えたらその人が何を述べるかを自由にした方がいいということがある。

委員：大枠として基本計画があり、そこを越えてとんでもないことを言ってもだめ。そこでの問題整理は受けてもらっているかどうかというのが入り口の審査、かつ中身がしっかりしているか。こちらで項目を指定すると逆に教科書的答えばかりが出てくるのも困る。何が重要かを選ぶところから始めてということ。個性を出させる意味ではいい。

委員：1段階目はあえてそうするという。3千字になると結構重い。

委員：文章のみ、模式図もいけない。徹底するならこれ。

委員長：図を出してくるのは次の段階からということ。町田方式の試み。項目の立て方が相当重要になってくる。次、様式2について。

事務局：問題設定は比較的他市に類例があるもの。設計段階におけるワークショップは独自に付け加えた。

委員長：ワークショップは、基本設計段階にとどめられないか。

委員：実施設計のワークショップはあり得るのではないか。

委員：あるかも知れないが、この段階では基本設計段階と書いた方が、誤解がない。ワークショップのみが市民参加なのかという面があるので、ワークショップと市民参加のあり方についてとした方がいい。

委員：様式1の1の設計をどう行うかというのは、基本的考え方とか設計のコンセプトとか、建築とか、ゾーニングとか、何を指しているのかが分からない。設計

の方針とか考え方なのだろうが、実施方針という言葉がこなれていない。

委員：設計についての基本的な考え方ということなのだろう。

委員：設計のプロセスみたいに受け止められるということ。

委員：設計を行うという言葉はあまり使わない。様式の1-1「どう行うのか」という点が分かりにくい。

事務局：明確に、設計についての基本的考え方としたい。

委員：組織というのは、設計事務所のこと。チームという意味。そのチームの特色ということ。組織の前に何か付けたい。

委員長：設計チームとするか。

委員：それは分かりやすい。

委員：表題もそのように。

事務局：前と整合性が取れていないが、40字、30行、1200字についてはどうか。

委員：1行を何字にするかは揃えた方がいい。

事務局：統一をしたい。

委員：1200字程度が1頁あたりとしては読みやすい。課題内容の1の1だが、町田市の新庁舎に対する応募者の基本的考え方として、応募者を強調した方がいい。あなたは何をしたいのかを聞いていることが伝わるような表現にするという意味。文書の中身の方。表題はいい。様式2は、あなたのという意味は分かるだろう。

委員：設計段階における問題とはどういうことをいっているのか。

委員：環境配慮、バリアフリー、市民参加等と思ったが。

委員：それを問題というのか。様式1とどう違うのか。

委員：課題のほうがいいのではないか。

委員：様式1の中でもさらに強調したいことということなのか。経験のことなのか。処理のうまさというか解決能力のことか。

委員長：数ではなく具体的にどういう課題を解決してきたか。実績を聞こうという趣旨。それで実績評価の内容的部分を見る。形式的部分ではなく。

委員：しかも新庁舎建設に活かせるもの。

委員：今言ったようなことが相手に伝わればいい。

委員：問題というと住民の反対が急に強くなったとか、工事の騒音等、市民との関連と捉えてしまう。

委員：設計段階における課題としたほうがいいか。詳しく言うと、設計段階でどういう課題を自分なりに設定したか。その課題に対して自分がどういう解決をしたか、提案し、実施し、こういうものができたということ。相手が同じように受け取って書いて欲しいということ。誤解されると土俵が違ってしまう。

事務局：設計段階における課題をどのように解決したかではなく、設計段階において課題をどのようにとなるのか。

委員：自ら設定した課題ということだろう。

委員：環境に対してこれだけのことをやった等、そうすれば前向きではある。

委員：過去の実績の中でどう解決し今回どう活かすか。そう受け取ってもらえるよう表現してもらいたい。

事務局：字数は合わせるように検討する。

委員長：様式4の1について。

委員：様式5のA、B、Cを様式4の1頁に3つ入れるのは無理があるのではないか。

委員長：A3にするなど、本当は1枚の方がいい。

事務局：写真を表示して、それに対する設計コンセプトを簡潔に書いていただくというものになっている。

委員：様式5のA、B、Cのみが入ってくる。それ以外のものを書いてはいけないということか。

事務局：この様式はそのように考えている。様式5の中のA、B、Cの中に先ほどの3千㎡以上のものが入ってくる。

委員長：A3折込で1枚の方が見やすい。次に、様式5はどうか。

委員：様式5、6はインターネットで取れるようにするのか。

事務局：考えていたが、セキュリティーの問題でできない。

委員：そうするとこれを標準としてということをごどこかに注書きで書く必要がある。多少違ってもいいが、枚数が増えてきても困る。様式5、6は大きさも指定して、それぞれ1頁に収めてくださいということ。

委員：様式5の手持ち設計業務量というのは、自分が担当しているものか。

事務局：そのとおり。

委員長：主な手持ち設計量と書いてある。どんな仕事をしている人かも分かる。6の2について、サステイナブルデザイン、環境計画、環境デザイン、ランドスケープ等最近重要だが、そのような協力者を書かなくてもいいかどうか。

委員：6の1と2について、連動しているものなのか。協力事務所は6の1に書けないのか。

委員：書ける。

委員：協力事務所だと構造、電気だけでなくランドスケープ等書きたくなる。そのことは6の1には反映されないのか。

委員長：反映させたい。

委員：これは様式2の実行体制における特色にかかわる。実施方針と設計チームの特色というところで、環境、ランドスケープについてここと組んでやるというようなことが、ここに出てきたほうがいい。これだと特色が出て来ない。その他を入れるか。

事務局：例えば、減らして空欄的にその他の技術者を入れられるよう工夫することでどうか。

委員長：チームがしっかりしていればいい。チームを聞いたら10者になった段階でしっかりチームを書いてもらって、それぞれの氏名と資格を書いてもらったほうが意味がある。事務所の職員数を聞いてもしょうがない。1次での提出は不要な気がする。QBSはこういうところを重くみる傾向がある。チームの力を見たい。チームに関係ない人が多くいても仕方ない。

提出は2次の審査の時がいい。チームの編成を書いてもらう。環境計画とか、ランドスケープとかインテリアプランニング等そういうのを含めて。

事務局：1次審査では6の2は外す。10者に求める場合でもチームとしての体制が分

かるような様式にするということか。

委員長：職能的にもっとチームとして増やす。それぞれにどういう人が活躍するか、その人の資格を書いてもらう。チームを評価する。6の2は第2段階で出してもらう。

以上で、近々公表にする点については終了。

事務局：指摘いただいたものを修正し委員長と打ち合わせしたい。

委員長：様式1から6まで各委員に送るということでお願いします。

事務局：資料2については方向を出していただいたので、次にどう選んでいくかということになるが、資料5がたたき台として作ったもの。その根拠というか、参考にしたのが資料6、次に集まっていたのが1次審査の日になってしまうがどうするか。

委員長：はじめの30分時間をとって議論したい。参考の資料を読んでおいてもらうということ。

委員：違反者というのは事務局で確認するのか。

事務局：ひとつは、資格要件。形式的にチェックできるものはする。

委員長：失格もあり得る。この件は協議しよう。

事務局：第1次審査の最初の段階で協議していただくことでお願いしたい。

3. 選定方法について

次回協議とする。

4. その他

- ・スケジュールについて確認した。

以上 午後8時10分終了